

中小企業・小規模企業者について

中小企業者の定義	
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下の業種を除く）	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
サービス業	資本金 5000 万円以下又は従業員 100 人以下
小売業	資本金 5000 万円以下又は従業員 50 人以下
旅館業	資本金 5000 万円以下又は従業員 200 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等	

上記に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する場合（みなし大企業）は対象に含みません。

1. 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の 1/2 以上を単独に所有又は出資している場合
2. 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資している場合
3. 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

小規模企業者の定義	
製造業その他	従業員 20 人以下
宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業	従業員 5 人以下

屋号を持っている個人は、小規模企業者とみなします。